

## 大学生がターゲット、勧誘にご注意！ 借金させられて高額な投資用 DVD を購入させられる

年度替わりの新入学シーズンが近づいてきました。若い人の中には、大学等へ進学する人、就職する人、親元から巣立っていく人など新たな生活を始める人も多いと思います。そこで、若者に多いトラブルについての事例と注意喚起を呼び掛けます。

### 大学生に借金させて高額な投資用 DVD を購入させるトラブル

高校の先輩から「もうかる投資システムがある」と言われ、喫茶店で会社の人と合流して説明を聞いた。「投資をするには DVD ソフトの購入が必要だが、そのソフトを使えばすぐに元は取れる」と言われた。お金がないと言ったら、先輩から「会社員と言って車の頭金として借りるように」と言われ、消費者金融 3 社から 20 万円ずつ借りて現金で支払った。その後、購入者が参加するセミナーを受けたら、新規に人を紹介すると 10 万円もらえると説明された。DVD の中身を見たが大したことがないと思った。

(20 歳代男性 学生)

### トラブルの特徴とアドバイス

- 1) 勧誘者は友人や先輩。勧誘目的を明かさず、喫茶店等に呼び出し、その場で勧誘されます。相談者（大学生）のほとんどは 20 歳以上で、**未成年者契約の取り消しを回避するため、20 歳になったとたんに勧誘されるケースがみられます。**  
**突然、友人や先輩から勧誘されても、安易に契約せず、断りにくい状況になったとしても、内容が十分理解できなければ、はっきり断りましょう。**
- 2) 「お金がないから購入できない」と言うと、「借りられる」「もうかるからすぐに返済できる」などと言って、そのまま消費者金融まで連れて行かれ、職業や収入などのうそをつかせて借金させ、現金で購入させています。高額な借金をして契約しても、返済できなくなる場合が少なくありません。**借金の重大性をよく理解し、安易に借金しないようにしましょう。**
- 3) **友人を紹介し契約させると、その友人との人間関係が崩壊したり、金銭トラブルになる恐れがあります。**また、特定商取引法の訪問販売等に該当する場合、行政処分や罰則を受ける可能性があります。これらのことをよく理解しておきましょう。
- 4) 喫茶店等に呼び出され購入させられた DVD 等は、特定商取引法で定められている契約書面を受け取った日から 8 日間はクーリングオフができます。少しでも不安や疑問を感じた場合は、大学や、消費生活センター等へ相談しましょう。

➤ 岐阜県県民生活相談センター 058-277-1003

➤ 輪之内町消費生活相談窓口(住民課) 050-5808-9600, 69-3111